平成２５年（フ）第９２号
広島県府中市本山町1740番地18、旧住所広島県府中市府中町597番地
債務者　吉川　泰司
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５号
山口県下関市横野町１丁目10番51号　コーポゆきの302号、前住所山口県下関市綾羅木新町４丁目５番33　305号
債務者　吉中小百合（旧姓澄川）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
高知県安芸郡安田町大字唐浜2738番地９
債務者　西山　直美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
大分市大字豊饒157番地法化図アパート202、従前の住所大分市大字羽屋779番地の１アーバン三重野202
債務者　昼間　光夫
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０７号
大分市泉町13番10号アーバングリーン泉407
債務者　荒金千代子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
宮崎県児湯郡新富町富田南２丁目50番地コーポラスＹ206
債務者　冨永　智宏
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目16番11号　第二愛后荘203号
債務者　田中　則光
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目87番５号東横マンションＣ―205
債務者　佐々木つね（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目62番地８ユナイトステージ汐入弐番館101
債務者　花谷　香澄
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９２号
神戸市西区王塚台４丁目57番地の６　207号
債務者　宮崎　栄子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目21番10号浦賀ビューヒルズ104
債務者　西川　栄子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市平作８丁目11番２―209号
債務者　吉沢　嘉准
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市太田和２丁目11番38号　陽喜荘202
債務者　海野　光義
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目15番12号コーポ増山１号室
債務者　谷本和佳子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２６０号
北九州市八幡西区浅川日の峯３丁目７番18号
債務者　永石　千草
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０６号
沖縄県糸満市字兼城762番地　山川アパート102号
債務者　宮里　信徳
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１５号
沖縄県那覇市泊３丁目17番地４　ライトマンション601
債務者　山本恵理佳（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部